

民生常任委員会所管事務調査報告書

1 社会福祉に関する事項

(1) 高齢者世帯等の支援について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、各事業の充実を図るべきである。また、社会情勢等の変化により、電気、灯油、食品など生活必需品の物価の上昇など高齢者世帯の生活困窮に対する支援を図るべきである。さらに、国や道の動向を鑑み、町独自の対策を追加又は創設するなど、手厚い対応を図るべきである。

(2) 高齢者の見守り体制の充実について

孤立化による孤独死などは地域社会を挙げて取り組む課題であり、町は地域住民が行う見守りなどの活動を積極的に支援すべきである。

(3) 障がい者が安心して生活できる地域社会の実現について

第7期遠軽町障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、障がい者及び障がい者世帯それぞれの状況に応じた各種支援を推進すべきである。

(4) 社会福祉事業者との連携について

社会福祉事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、さらに連携を密にするとともに事業者に対する支援を講じるべきである。

また、介護の担い手不足については喫緊の課題であることから、取り組みを強化すべきである。

2 介護保険に関する事項

介護保険制度について

遠軽町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、事業の推進を図るべきである。特に認知症患者やその家族の生活を支えるため、医療・福祉等関係機関と連携し、介護サービスの向上を図るべきである。

また、制度の対象とならない介護を必要とする者もいることから、制度拡充の要望及び地域の団体やボランティアが活動できる仕組みをつくるなど、地域にあった多様なニーズに応えられるよう、関係団体等と協議を進めるべきである。

3 保健衛生に関する事項

地域医療体制について

安心して暮らせるまちづくりを進める上で、医療の充実が最も重要であることから、継続して医師確保に努めるべきである。

また、安定した地域医療の提供や確保のため、国や道と連携し引き続き支援を行うべきである。

4 環境衛生に関する事項

(1) 生活排水対策について

生活排水処理基本計画の実施に当たっては、さらに計画内容の住民周知に努めるとともに、効果的な生活排水処理対策に取り組むべきである。

(2) 空家等対策の推進について

特定空家をはじめとする空家等の対策の推進に当たっては、遠軽町空家等対策計画兼空き家対策総合実施計画に基づき、総合的に推進すべきである。

5 住民生活に関する事項

(1) 交通安全対策の推進について

道路交通網の整備・充実により交通量が増加及び変化していることから、交通事故防止に向け、カーブミラーや生活安全灯などの交通安全施設の整備、並びに交通安全指導員の安定的な確保を関係機関と連携し実施すべきである。

(2) 安全・安心のまちづくりについて

「遠軽町安全安心まちづくり条例」の目的を住民に周知するとともに、地域の防犯、青少年・子どもの健全育成のための、見守り活動等に関する施策を積極的に講じるべきである。

6 子育て支援に関する事項

子育て環境については、遠軽町子ども・子育て支援事業計画に基づくとともに、子ども・子育て会議とよく協議し、今後も、きめ細やかな事業を実施していくべきである。

また、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない対応などを進めるため、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」を設置し、一体的な支援体制の強化を実施していくべきである。